

教支第 1 2 8 8 号  
令和 2 年 5 月 21 日

府立支援学校 校長・准校長 様

支援教育課長

府立支援学校における段階的な教育活動の再開について（通知）

府立学校における教育活動の再開については、令和 2 年 5 月 21 日付け教高第 1170-5 号により、5 月 31 日（日）まで臨時休業を継続し、6 月 1 日（月）から段階的に教育活動を再開すること、併せて、最終学年については、5 月 25 日（月）から 5 月 29 日（金）の間の登校日を「授業日」とすることができるとしたところですが、府立支援学校における段階的な教育活動の再開については、別添資料に基づき、対応願います。

【別添資料について】

別紙 1：支援学校の本格再開に向けてのロードマップ

別紙 2：支援学校の段階的な教育活動の再開について

参考 1：新型コロナウイルス感染症にかかる府立支援学校における教育活動の再開についての留意事項（令和 2 年 5 月 21 日時点）

【担当】 支援教育課 学事・教務グループ  
内藤 田路

TEL：06-6944-9362

FAX：06-6944-6888

E-mail：[NaitoTaka@nbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:NaitoTaka@nbox.pref.osaka.lg.jp)

## 支援学校の本格再開に向けてのロードマップ

令和2年5月21日

	第1段階 5/25(月)～29(金)	第2段階 6/1(月)～5(金)	第3段階 6/8(月)～12(金)	第4段階 6/15(月)～19(金)	第5段階 6/22(月)～
支援学校 ・視覚、聴覚、病弱 ・職業学科を設置する 知的障がい校	「休校」継続  分散登校 週2回程度  最終学年については、 授業日の設定を可能と する	「学校再開」短縮、分散  毎日授業設定する  給食無し 短縮授業（3時間程度） 分散授業（午前・午後の設定可）		「学校再開（本格）」  通常授業  給食有り	
支援学校 ・知的 ・肢体不自由	「休校」継続  個人面談 1回以上設定	「学校再開」 分散  分散登校による授業 週2～3回程度 給食無し  通学バスの乗車児童生徒数を 座席数の50%程度とする	「学校再開」短縮  毎日授業設定する 短縮授業（3時間程度）  給食無し  給食有り（*）		「学校再開 （本格）」  通常授業  給食有り

☆ 学校再開後（6/1以降）は、授業日扱いになります。

（\*）短縮授業期間中の給食については、以下の点にご留意ください。

- ・給食準備開始時刻を早め、かつ下校時刻を遅らせる（基本的には14時までには下校する）等、余裕を持った時間設定を行い、事故が起こらないよう細心の注意を払う。
- ・新入生の給食開始時期を遅らせる等、各校で慎重に検討していただくこととなりますが、給食のある児童生徒等とない児童生徒等の下校時刻調整が必要です。

● 知的・肢体不自由校は、上記のスケジュールを原則としますが、各校の実情により、このスケジュールにより難しい場合は、学事・教務グループまでご相談ください。

## 支援学校の段階的な教育活動の再開について

### 1 視覚支援学校・聴覚支援学校・病弱支援学校・職業学科を設置する高等支援学校について

- (1) 6月1日(月)から6月12日(金)までの間
  - ア・分散授業や短縮授業を毎日行い、給食(昼食)は実施しない。
  - イ・授業時間は3時間程度とする。
  - ウ・午前・午後の分散授業を設定してもよい。
  - エ・1教室あたりの人数を8人~15人程度とする。
  - オ・在籍者数が100人以下の学校にあつては、分散登校を実施する必要はないが1教室あたりの人数や授業時間は上記に倣って実施する。
  - カ・公共交通機関を利用する児童生徒等が、混雑を避けることができるよう、登下校時間を設定する。
  - キ・学校行事、部活動は実施しない。
- (2) 6月15日(月)以降について
  - ア・通常の時間割による授業を行う。
  - イ・給食(昼食)は、6月15日(月)から実施する。
  - ウ・入学式を含む学校行事、部活動を実施することができる。

### 2 知的障がい支援学校、肢体不自由支援学校について

**\*以下のスケジュールを原則としますが、各校の実情により、このスケジュールにより難しい場合は、学事・教務グループまでご相談ください。**

- (1) 6月1日(月)から6月5日(金)までの間
    - ア・分散登校を週2・3回程度行い、給食は実施しない。
    - イ・授業時間は2~3時間程度とする。
    - ウ・1教室あたりの人数を8人~15人程度とする。
    - エ・在籍者数が100人以下の学校にあつては、分散登校を実施する必要はないが、1教室あたりの人数や授業時間は上記に倣って実施する。
    - オ・通学バスの乗車児童生徒数を座席数の50%程度とする。
    - カ・学校行事、部活動は実施しない
  - (2) 6月8日(月)から6月19日(金)までの間
    - ア・短縮授業(3時間程度)を毎日行う。
    - イ・給食は6月15日(月)から実施する。
    - ウ・1教室あたりの人数を8人~15人程度とする。
    - エ・学校行事、部活動は実施しない。
  - (3) 6月22日(月)以降について
    - ア・通常の時間割による授業を行う。
    - イ・入学式を含む学校行事、部活動を実施することができる。
- \* (2)、(3)の期間の通学バスは、感染予防対策を講じ、通常通りの運行とする。